

従量電灯A

適用範囲について

照明器具(電灯)やコンセント等で使用する一般の電気機器(小型機器)の最大容量が6キロボルトアンペア(kVA)未満のお客さまに適用される契約種別です。

主にご家庭用としてご契約いただいています。

電圧は単相100ボルト(V)です。(単相200ボルト(V)もお使いいただける場合があります。)ただし、単相3線式供給の場合は、100ボルト(V)と200ボルト(V)の両方をお使いいただけます。

最大容量とは

お使いの電気機器のうち、同時に使用される容量(入力換算値)*を足した値です。

*入力換算値(VA)はその機器を使うのに必要な電気エネルギーとお考えください。

電気機器の出力(W)に、ある一定の算式を加え算定します。

同時に使用する機器が以下の機器の場合

| | | | |
|----------|-----------------------|-----|---------|
| 蛍光灯(高力率) | 30W(入力換算値 45VA) | 10灯 | 450VA |
| 冷蔵庫 | 560W(入力換算値 560VA) | 1台 | 560VA |
| 洗濯機 | 400W(入力換算値 400VA) | 1台 | 400VA |
| テレビ | 300W(入力換算値 300VA) | 2台 | 600VA |
| エアコン | 1,600W(入力換算値 1,600VA) | 1台 | 1,600VA |
| 合計 | | | 3,610VA |

最大容量は3.61kVAです。

電灯・小型機器について

電灯は、蛍光灯や白熱灯といった照明器具をいいます。

小型機器とは具体的にはテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等の単相100ボルト(V)または200ボルト(V)で使用する電気機器をいいます。一般の電気機器のほとんどはこの小型機器になります。

電気料金について

料金単価

| 料金区分 | | 単位 | 料金単価 |
|-------|------------------|----|--------|
| 電力量料金 | 最低料金15kWhまで | A | 331円23 |
| | 15kWh超過120kWhまで | B | 20円40 |
| | 120kWh超過300kWhまで | C | 26円96 |
| | 300kWh超過 | D | 29円04 |

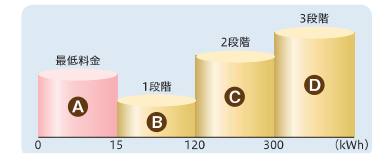
*料金単価は、消費税等相当額を含みます。

*燃料費調整が行なわれる場合は別項(20ページ)の燃料費調整の取り扱いによります。

三段階料金制

従量電灯の料金は、ご使用量によって単価が異なる三段階料金制となっています。

この制度は高福祉社会の実現とエネルギーの有効利用を図る目的からつくられ、生活に必需的な使用量には割安な料金を適用しています。



具体的な料金算定方法

1か月の使用電力量が310kWhの場合

| 区分 | 計算方式 | |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 最低料金15kWhまで | A | 331円23銭 |
| 15kWh超過120kWhまで | B | 20円40銭×105kWh = 2,142円00銭 |
| 120kWh超過300kWhまで | C | 26円96銭×180kWh = 4,852円80銭 |
| 300kWh超過 | D | 29円04銭×10kWh = 290円40銭 |
| 計 | | 7,285円20銭 |
| 燃料費調整額 | △△円△△銭 + ▲▲銭×(310kWh-15kWh) = ▽▽▽円▽▽銭 | ③ |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | □□円□□銭 + ■■銭×(310kWh-15kWh) = ◇◇◇円 | ④ 円未満切り捨て |
| 口座振替割引額 | 54円00銭 | ⑤ |
| ご請求金額 | ①+②+③+④-⑤ = ○,○○○円 | ⑥ 円未満切り捨て |
| うち消費税等相当額 | ⑥×8/108 = ●●●円 | 円未満切り捨て |

注1. 口座振替割引を行なう場合とします。

注2. 燃料費調整を行なう場合は、「燃料費調整額」を減算または加算します。詳しくは別項(20ページ)をご覧ください。

注3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、別項(22ページ)をご覧ください。